

就労選択支援事業に係る事業所向け説明会 質疑応答記録

令和7年9月11日(木)

番号	質問者 事業者種別	質問内容	茨木市回答内容
1	計画相談支援	就労できる能力を持っているが、送迎がないと通所が難しいため送迎のある事業所を選ぶ方が特に支援学校卒業生に多い。就労選択支援を利用するための、通所の支援はあるのか。	<p>送迎を行う予定かは、個々の事業所によって異なる。送迎を行う事業所に対しては送迎加算はある。具体的どの事業所が送迎を行う予定かについては、現時点では把握していない。</p> <p>なお、支援学校の卒業生は送迎のニーズについては、支援学校との事前調整の中でも出てきた課題でもあるため、市としても、強要できるものではないが、就労選択支援を行う事業所において送迎のニーズがあるということをご考慮いただき指定申請をご検討頂ければと思っている。</p> <p>また、制度上は就労選択支援事業所が出向くことも可能であるため、事業所の体制や利用者の状況等、支援学校の状況を踏まえて、支援を行う中で方法を判断していくことになるのではないかと思います。</p>
2	計画相談支援	就労選択支援を利用するに当たり、支給決定までにどれくらいの時間が必要か。また、計画相談のサービス担当者会議、事業所のケース会議、また次のステップに進むに当たっての計画案の会議について、それぞれの役割について教えてほしい。	<p>新規の決定の場合、インテーク面談、聞き取り調査後から、決定までに約4週間程度かかる。相談から聞き取り調査までの期間が短い場合は1か月程度で利用開始に至るが、事例によっては聞き取り調査までに時間がかかる場合もあり、決定までの期間に前後はある。就労選択支援の利用後、申請からサービス支給決定までには約2週間程度かかる。本人の状態等によって検討のためさらに時間が必要な場合もある。</p> <p>支援学校卒業生は、いままでサービスを利用していても新規という扱いになり、一定時間はかかる。聞き取り調査から、すべての書類がそろった段階から勘案の時間として約2週間程度の期間が必要だと考えてもらえればと思う。全体の流れを通してみると、1か月程度と考えると良いと考える。</p> <p>つまり、就労選択支援の決定と、就労系サービス等の決定のため、2回申請が必要ということになる。就労系サービスの利用に至るまでに期間を必要とするため、本人が熟考する時間があるというイメージになる。</p> <p>なお、必要な会議の流れのイメージについては、「就労選択支援実施マニュアル」の14ページに記載がありそちらを参照いただきたい。計画相談支援事業所には、多機関連携によるケース会議にも参加していただく。その場合は「サービス提供時モニタリング加算」の算定が可能となる。</p>

就労選択支援事業に係る事業所向け説明会 質疑応答記録

令和7年9月11日(木)

番号	質問者 事業者種別	質問内容	茨木市回答内容
3	計画相談支援	新規の就労選択支援の決定に当たり、フェイスシート、アセスメントシート、サービス等利用計画案のフルセットが必要か。また就労選択支援後に就労継続支援等のサービスを利用するに当たっても先述のセットが必要か。	就労選択支援を新規で利用するに当たり、フルセット(フェイスシート、アセスメントシート、サービス等利用計画案)の書類が必要になる。就労選択支援後のサービス決定に当たり、アセスメントを含めての書類の出し直しが必要までとは現状考えていないが、詳細については今後整理していく。
4	計画相談支援	現在の茨木支援学校3年生がかしの木園にてアセスメント実習を行ったが、これは有効か。	現在の茨木支援学校3年生の取扱いについては茨木支援学校と協議済み。 9月までにアセスメント実習を受けているものは有効だが、希望があれば就労選択支援を受けてもらうことは可能。今年の高校2年生以降の方については、就労選択支援を受けてもらうことになる。今後茨木支援学校の保護者に向けての説明会も予定している。
5	計画相談支援	本人が引きこもっている事例等でサービスに繋ぐことが難しく、内職等で少しずつ社会経験を積んでいるケースにおいて、在宅で利用したい希望があると想定されるが、在宅利用は認められるか。	在宅に関しては国から運用が示されていないので現状回答が難しい。示され次第、運用を検討していく。
6	計画相談支援	就労選択支援は必要があれば2か月まで利用可能であるが、当初から必要と判断されれば、最初から2か月間での決定になるのか。若しくは1か月で行ってみて、必要に応じ延長という形になるのか。	最初から2か月で決定するという想定はしていない。必要に応じ2か月必要と判断される場合は別途申請が必要。

就労選択支援事業に係る事業所向け説明会 質疑応答記録

令和7年9月11日(木)

番号	質問者 事業者種別	質問内容	茨木市回答内容
7	就労継続支援A型	資料12ページの「就労選択支援事業を実りあるものにするための視点」で、特定の事業所の活動内容による先入観を与えず支援する必要が示されている。就労選択支援事業の中では、就労継続支援A型やB型の事業説明をされたうえで、利用者が次のサービスを希望され利用する流れになると思うが、事業所選びの段階で本人にマッチする事業所がない場合もあり得ると思うが、その場合、就労選択支援を再度利用することは可能か。	<p>ご質問の想定は、一定アセスメントは終わっていて、事業所選びの段階にいるものと考えられる。その段階で、支給期間を延長しなければいけないケースは想定しづらいと考える。</p> <p>就労選択支援事業者はアセスメントを進めるうえで、どのサービス、事業所が本人の選択肢になり得るかをイメージしながら進めていくことになると思う。一方で、就労継続支援A、Bは市内、市外共に特色ある事業所が多くある。膨大な数の事業所を本人に選択肢として提示するのは実際には難しいため、就労選択支援事業所が市域を中心としながらも、市域外を含む社会資源の把握を行うこと、また、本人の特性にいかに関与させるかを考えていくことが、就労選択支援で行うサービスの一環であると考えられる。</p>
8	就労継続支援A型	現行では計画相談支援員が、就労系サービス等への利用をサポートしていたが、就労選択支援では就労選択支援事業者がサポートすることになると理解している。就労系サービスには事業所毎に特色があり、本人とのミスマッチも起こりえるが、就労選択支援は就労系サービスに繋げるという役割までか。そこから先は計画相談に繋げ、支援を続けるという理解でよいか。	<p>就労系サービスに繋げる役割については、就労選択支援事業者か、計画相談支援が担うか厳密に決まっているわけではない。ただし、計画相談支援がついていない利用者については、就労選択支援事業者が担うことがあるとも想定される。計画相談がついている利用者については、多機関連携会議でそれぞれの役割を確認することになる。特に事業所見学、現場を見ることに関して計画相談支援が役割を担うこともあると考えられる。就労選択支援、計画相談支援それぞれで情報を持っているものと考えられ、それぞれの情報を突き合わせて次の進路は決まっていくと想定されるため、その事例に応じて流れは決まっていくものであると考えられる。</p> <p>また、サービス利用後の定着の部分については就労選択支援事業者が支援することは難しいと想定されるので、計画相談支援が入っている方は、相談支援専門員が担っていく部分であると考えられる。順応に時間が必要な方に対しては、できるだけ計画相談支援の導入をしていければと思っている。支給決定時に計画相談支援が入った方がよいと判断する場合については、ご案内をさせてもらうこともある。</p>